

# 霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」の使用に関する取扱規程の運用

平成 25 年 12 月 3 日制定

## 第 1 使用の原則の適用除外

霧島茶イメージキャラクター「茶ノミコトくん」の使用に関する取扱規程（以下「取扱規程」という。）第 4 条第 1 項第 3 号の「その他霧島市長が適当と認める場合」とは、例えば次に掲げる場合をいう。

- (1) 霧島市が設置する小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）が教育の一環として使用する場合
- (2) 霧島市、霧島市茶業振興会又は学校が共催若しくは後援などの形で直接的又は間接的に関与する法人その他の団体等が使用する場合
- (3) 鹿児島県、鹿児島県内の地方公共団体、又はこれらに準ずる団体が使用する場合

## 第 2 使用許可の制限事例

1 取扱規程第 7 条第 1 項第 7 号の「キャラクターの著しい改変」に該当する事例とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 要素の比率や位置の変更
- (2) 変形（長体、平体又は斜体）
- (3) 配色
- (4) 反転表示や複数での表示
- (5) 顔の表情の改変
- (6) キャラクターの解体
- (7) 識別の難しい背景の使用
- (8) 一見して識別できないほどキャラクターの一部を隠した表示

2 取扱規程第 7 条第 1 項第 8 号の「その他市長が不適切と判断した場合」とは、例えば次に該当する場合をいう。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行うものが使用すると認められた場合
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が使用すると認められた場合
- (3) 暴力団員でなくなった日の属する年の翌年から起算して 5 年を経過しない者が使用すると認められた場合
- (4) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの（これらのものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体等を含む。）が使用すると認められた場合

## 第 3 許可内容の変更手続き

取扱規程第 10 条第 1 項の手続きは、既に許可を受けた使用期間の満了する日の 30 日前までに行わなければならない。